

第3章 環境基本計画のめざすもの



第3章 環境基本計画のめざすもの

1 めざすべき環境像

市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組んでいくために、次のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

【めざすべき環境像】

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしい」という言葉は、環境基本条例に規定している「環境共生都市」の実現のため、地域活動や団体活動、一人ひとりの日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指したものです。



冬の水田から望む岡崎陸橋と大山



須賀港



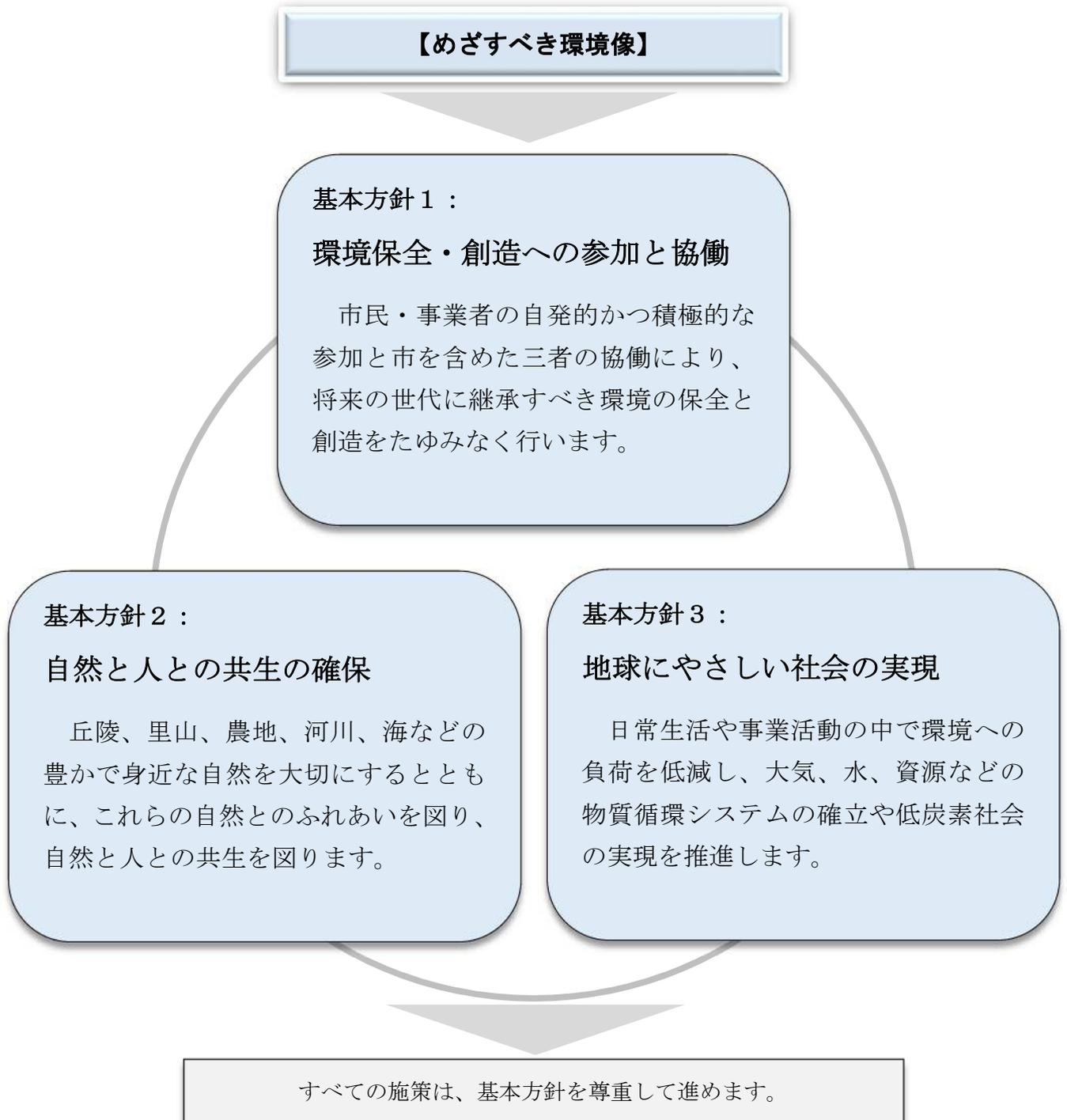
県内でも有数の生産量を誇るイチゴ



子ども環境教室（金目川生き物観察会）

2 基本方針

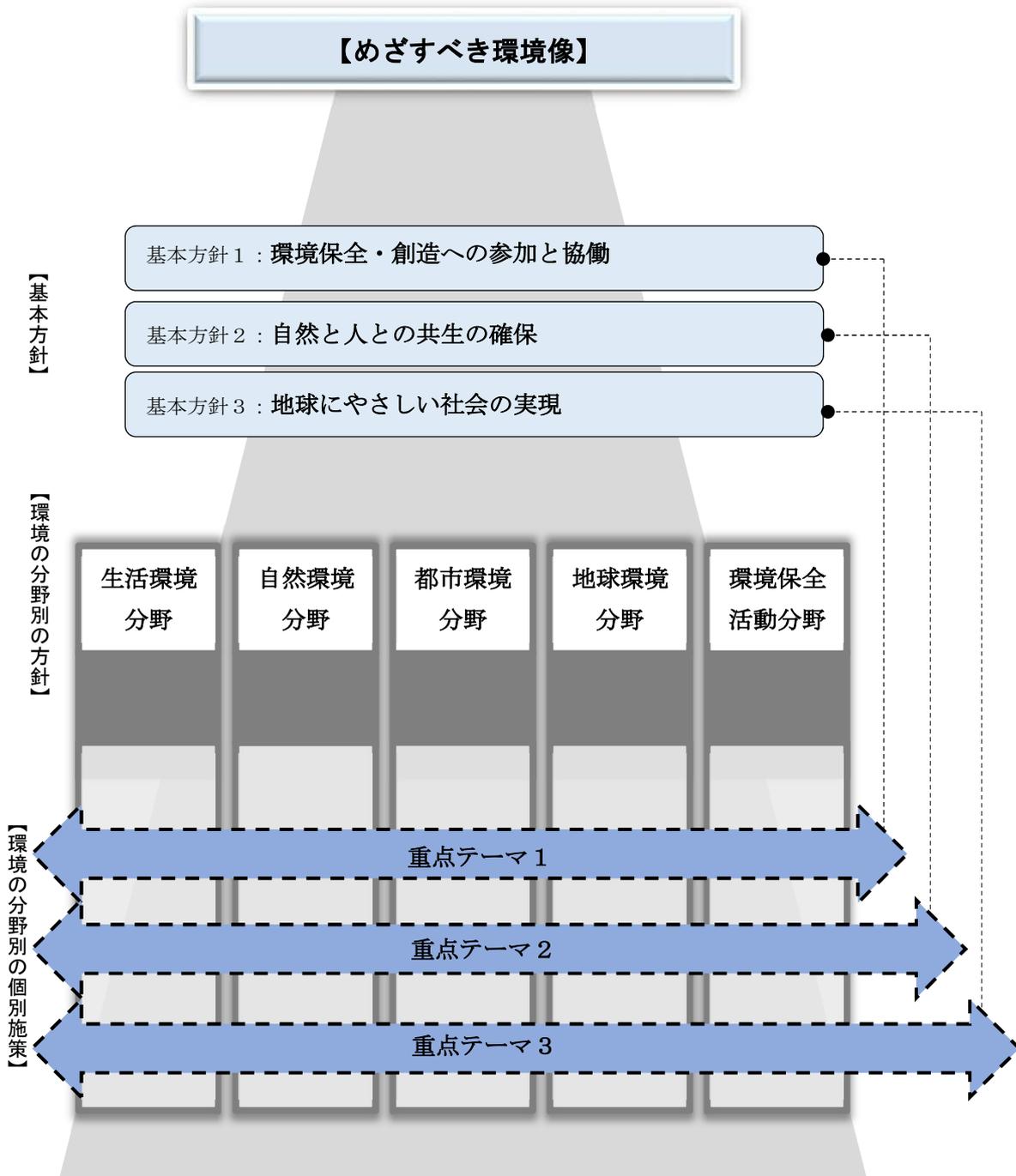
めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、本計画に位置づけられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。



また、特に近年の社会的要請や本市の主要課題を踏まえて重要となる視点については、基本方針の理念をさらに一步展開して重点テーマとして設定します。(重点テーマについては第4章を御覧ください。)

3 めざすべき環境像の実現に向けて

本計画では、めざすべき環境像の実現に向けて、「すべての施策において尊重すべき3つの『基本方針』」を踏まえ、「基本方針をより具体的に施策に反映させるための『重点テーマ』」を設定します。(第4章参照) また、「環境の各分野において取り組んでいく『環境の分野別の方針』」を設定します。(第6章参照)



各分野に横断する重点テーマを設定し、分野別の重点テーマに沿った施策については、本計画に基づく事業計画で重点施策として取り上げます。(第4章参照)

第4章 重点テーマ

The page features a minimalist design with two light blue circles, one in the upper right and one in the lower left. A wavy, light blue line flows horizontally across the middle of the page, partially overlapping the text area.

第4章 重点テーマ

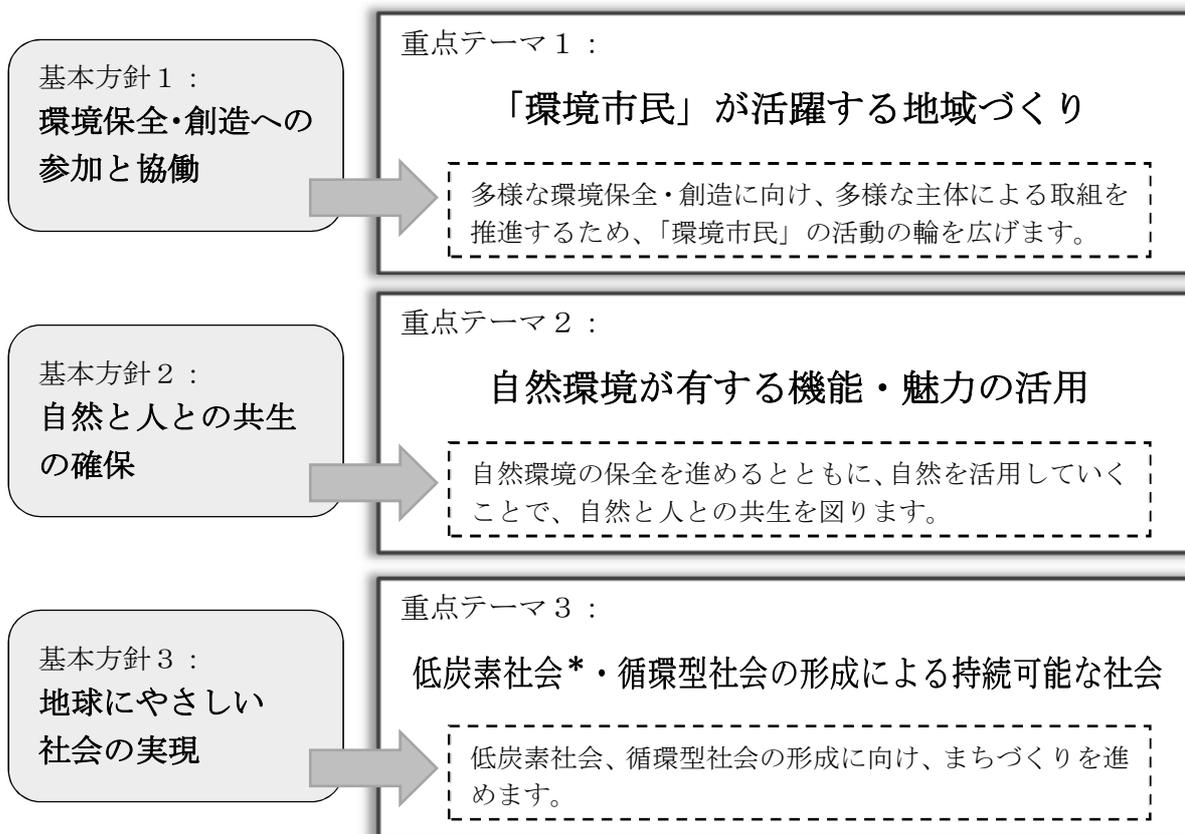
高度経済成長期において、環境施策といえば、まず公害対策のことを指していました。しかし、今日、環境施策の分野は、第2章-4「環境の保全と創造にあたっての主要課題」（19頁参照）でも示すとおり多岐にわたっており、多様な取組を多様な主体が取り組んでいく必要性に直面しています。

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、例えば「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」などといった分野別の施策を、それぞれ個別に取り組むのではなく、施策どうしを連関させて庁内の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民と市、事業者と市等のように各主体が連携し、施策を総合的に推進していくことが必要です。このように、施策を総合的に推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

本章では、3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、本市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定します。詳細な各重点テーマの設定趣旨は、次頁以降を御覧ください。

環境基本計画の基本方針

3つの重点テーマ



なお、重点テーマに沿った施策については、本計画に基づく事業計画で重点施策として取り上げ、具体的な目標などを設定します。第7章にも示すとおり、本計画に位置づけられたすべての施策はPDCAサイクルによる点検・評価の対象になりますが、重点施策については目標に基づき、成果の定数的な確認や改善点のフィードバックを重視して進めていきます。

重点テーマ 1 :

「環境市民」が活躍する地域づくり

<重点テーマ設定の背景>

本市では、平成 12 (2000) 年 3 月に公表した平塚市環境基本計画で、「環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民・事業者」を「環境市民」と呼び、そうした市民等の活動を促進するための情報提供や環境教育などを一つの柱とし、取り組んできました。

平成 27 (2015) 年度に実施した環境に関するアンケートによると、環境配慮行動を実践する市民・事業者が増え、社会への参加や貢献に対する高い意識・意欲がうかがわれました。

今後は、市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習の推進に加え、各主体の連携、協働による取組を促進していくことにより、あらゆる環境のあらゆる分野にわたる環境に配慮した取組を浸透させていくことが重要です。

また、市民による地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に根差し、農業や観光の振興、商工業の活性化、子育て支援、少子高齢化対策、地域コミュニティの形成など、地域の課題解決につながるような環境保全活動をより一層促進していくことが大切です。

基本方針 1 「環境保全・創造への参加と協働」の実現に向け、「環境市民」の環境配慮行動を促進し、より多くの「環境市民」とともに活動を推進していくため、“「環境市民」が活躍する地域づくり”を重点テーマに設定します。

●重点テーマ 1 に沿った施策の方向

- 持続可能なライフスタイルについての情報を発信するとともに、子どもから大人、高齢世代まで社会のあらゆる世代を対象に、本市ならではの環境教育・環境学習を進めます。
- 「環境市民」のネットワーク化を図り、環境保全のための主体的・積極的な活動の展開を促進し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていきます。

重点テーマ 2 :

自然環境が有する機能・魅力の活用

<重点テーマ設定の背景>

本市は、湘南の海、相模川や金目川などの大小河川、西部丘陵や里山、県下有数の田園地帯など、多様性に富み、かつ森・里・川・海が連なる自然環境を有しています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畑などは、誘客につながる資源となり、本市の自然環境は、居住意向の高い市民の魅力や誇りになっています。

このような、本市の自然を特徴づける森林や里山、河川、海岸などは、私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれる環境資源となり、私たちに自然の中での遊びや自然観察、アウトドアスポーツなど、自然とふれあえる場・レクリエーションの場を提供しています。

また、次世代を担う子どもたちは、自然とのふれあいの中で、発達段階に応じた刺激を受け、感覚を働かせて、試したり、考えたり、友だちと力を合わせたりしながら、様々な体験ができます。

基本方針2「自然と人との共生の確保」は、自然環境を保全することだけでなく、自然環境を活かして、人の暮らしを豊かにすることをめざすものです。また、生物多様性の保全と持続可能な利用のバランスのもと、自然と人との共生を実現していくことが重要です。

今後は、本市の自然環境が私たちに与えてくれる恵みに着目し、自然環境の保全・再生と持続可能な利用を図っていくことが重要であることから“自然環境が有する機能・魅力の活用”を重点テーマに設定します。

●重点テーマ2に沿った施策の方向

- 身近な自然となるみどりの風景を保全しながら、生きものが生息できる環境を保全・再生し、公園等のみどりの拠点や、市内各地にある農地や社寺、里山をつなげます。さらに、森・里・川・海の自然環境の繋がりを育んでいく、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます。
- 自然と人とのふれあいを重視しながら、地域の自然環境や自然と共生してきた歴史・文化への関心を深め、地域の自然環境への愛着を育みます。
- 希少種の保全や外来種への対応に配慮しながら、自然と人との共生を図ります。

重点テーマ 3 :

低炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会

<重点テーマ設定の背景>

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変動が起き、自然災害の発生をはじめ、食料問題、健康被害など、様々な課題に直面する恐れが指摘されており、私たちの日常生活や事業活動への影響が懸念されています。

また、化石燃料等の資源を消費すると、限りある地球の資源量が減少していきます。資源の枯渇を防ぎ、地球環境を保全していくためには、大量消費型のライフスタイルを改める必要があります。

さらに、低炭素社会の実現に向けては、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）に取り組むとともに、すでに直面している地球温暖化による気候変動の影響を抑制し、安心・安全を確保するための対策（適応策）に取り組んでいくことが重要です。

基本方針3「地球にやさしい社会の実現」のためには、省エネルギーの取組や、資源の再利用などを進めることにより、低炭素型・循環型の社会の形成が必要になります。省エネルギーの取組は、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出削減に効果があるとともに、化石燃料の消費削減につながります。資源の再利用は、ごみの焼却量の削減による温室効果ガスの削減とともに、限りある資源の節約にもなります。

未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐために、“低炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会”を重点テーマに設定します。

●重点テーマ3に沿った施策の方向

- 日常生活や事業活動での環境配慮行動の定着を図るとともに、環境性能の高い建築物の建設、高効率な省エネルギー設備・機器（燃料電池やコージェネレーション*等）、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を広く普及させます。
- コンパクトな地域の生活圏を形成するとともに、公共交通機関での移動による環境負荷の少ない交通ネットワークを確立することで、過度なマイカー利用を抑制していきます。
- 大量消費型のライフスタイルを見直し、再利用や再資源化を進めることで、限りある資源を保全します。

第5章 温室効果ガス削減目標

A decorative graphic consisting of a light blue circle in the upper right, a larger light blue circle in the lower left, and a wavy light blue line that spans across the middle of the page.

第5章 温室効果ガス削減目標

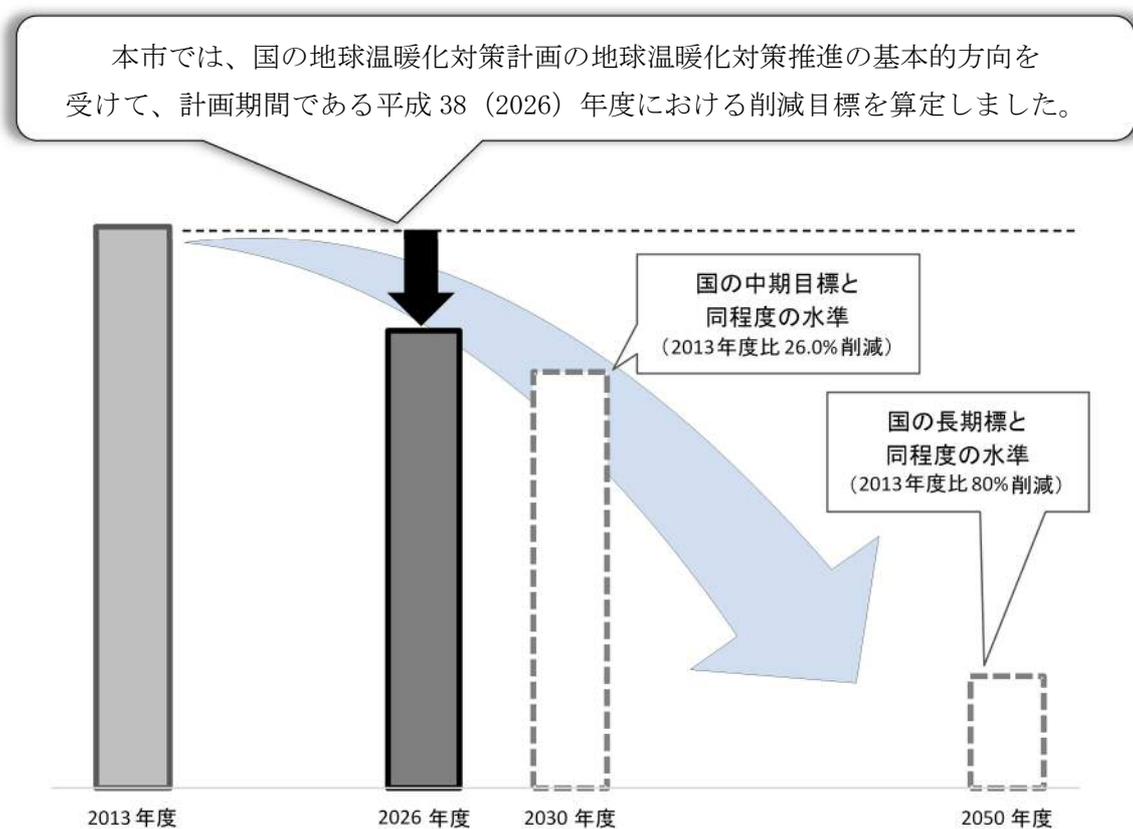
本章では、本市の温室効果ガス削減目標について規定します。

平成27(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において、平成32(2020)年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ(人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る)とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成28(2016)年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標[平成42(2030)年度において平成25(2013)年度比26%削減]の達成に向けた取組、②長期的な目標[平成62(2050)年80%削減をめざす]を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

本市では、このような世界・国の動きを踏まえ、低炭素社会の実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定しません。

●平塚市の温室効果ガス(二酸化炭素)削減目標の算定の考え方



●平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	平成 38（2026）年度までに平成 25（2013）年度比 18.5%削減
部門別削減目標	平成 38（2026）年度までに部門別排出量を削減 [平成 25（2013）年度比] 産業部門：産業部門の排出量を 5.0%削減 民生業務部門：民生業務部門の排出量を 30.4%削減 民生家庭部門：民生家庭部門の排出量を 30.1%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を 21.1%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を 5.1%削減

- ※ 本市では、本計画の計画期間中の削減目標達成をめざすことで、将来的に国の長期的な目標である「平成 62（2050）年度までに 80%削減」の達成に寄与するよう、取組を推進します。なお、国の地球温暖化対策計画において、長期的な目標の基準年度は設定されていません。
- ※ 国の中期目標は、国の長期エネルギー需給見通し [平成 27（2015）年 7 月、資源エネルギー庁] による平成 42（2030）年度の全原電平均の電力の二酸化炭素排出係数（0.37kg-CO₂）の確実な達成を前提としています。
- ※ 本市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように、目標設定しました。ただし、国の中期目標は、平成 42（2030）年度までの削減率ですので、本市では、平成 38（2026）年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。今後の取組の進行や国の削減目標の見直しなどを踏まえ、必要に応じて目標の改定について検討します。
- ※ 本市における目標値の設定にあたっては、平成 42（2030）年度までの将来予測と排出削減可能量の試算を行いました。将来予測は、今後の追加的な対策を見込まないまま推移したケース [現状趨勢排出量（BAU）] とします。排出削減可能量は、国の地球温暖化対策計画を基に、実施が可能又は要請される削減量を積み上げました。

二酸化炭素の部門別排出量の「部門」について

温室効果ガス排出の把握は IPCC のガイドラインに準拠し、業種ごとに各燃料種について温室効果ガス排出量に換算して集計する、部門別アプローチといわれる方法が採られています。

排出量には直接排出量と間接排出量があります。直接排出量は発電に伴う排出量をエネルギー転換部門からの排出として計算したもの、間接排出量はそれを電力消費量に応じて最終需要部門に配分して計算したものです。

本市の推計は間接排出量で、各部門の内容は次のとおりです。

部門	内容
産業部門	農林業、建設業、製造業のエネルギー消費から排出される二酸化炭素
民生業務部門	店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出される二酸化炭素
民生家庭部門	住宅におけるエネルギー消費から排出される二酸化炭素
運輸部門	自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道の燃料消費から排出される二酸化炭素
廃棄物部門	一般廃棄物（ごみ）に含まれる廃プラスチックの燃焼から排出される二酸化炭素

